

雇用保険の基本手当日額の変更

～ 8月1日(日)から実施 ～

8月1日(日)から雇用保険の「基本手当日額」が変更されました。

雇用保険の基本手当は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう支給するものです。「基本手当日額」は、離職前の賃金を基に算出した1日当たりの支給額をいい、給付日数は離職理由や年齢などに応じて決められています。

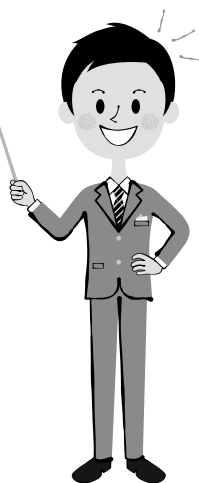
今回の変更は、令和2年度の平均給与額が令和元年度と比べて約1.22%下落したことに伴うものです。なお、平均給与額については、「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額（再集計値として公表されているもの）を用いています。具体的な変更内容は以下のとおりです。

【具体的な変更内容】

① 基本手当日額の最高額の引上げ

基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下ようになります。

1. 60歳以上65歳未満
7,186円 → 7,096円(△90円)
2. 45歳以上60歳未満
8,370円 → 8,265円(△105円)
3. 30歳以上45歳未満
7,605円 → 7,510円(△95円)
4. 30歳未満
6,845円 → 6,760円(△85円)



② 基本手当日額の最低額の引上げ

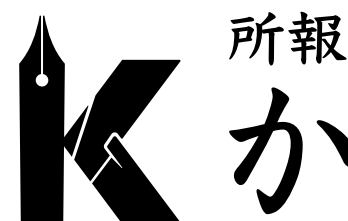
2,059円 → 2,061円(+2円)

令和三年九月発行

九月号

発行所

社会保険労務士法人 金原事務所
長崎市興善町四番二号
TEL(八三三)三九〇〇番
FAX(八三三)八七九二番



No.771

令和3年 9月

社会保険労務士法人
金原事務所

「健康保険・厚生年金」の 定時決定(算定基礎届)について

「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月から翌年8月まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算の基礎となります。

算定基礎届を提出いただいた後に、7月改定、8月改定および9月改定の月額変更に応じた方については、月額変更が優先されます。



〈お願い〉



- 被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額などは、法律により**必ず事業主から被保険者に通知しなければならない**ことになっています。被保険者の方が、ご自身の記録を確認するためにも必ず通知して下さい。



長崎県最低賃金が引き上げの見込み(令和3年8月18日現在)

28円引き上げて、821円となる見込みです。

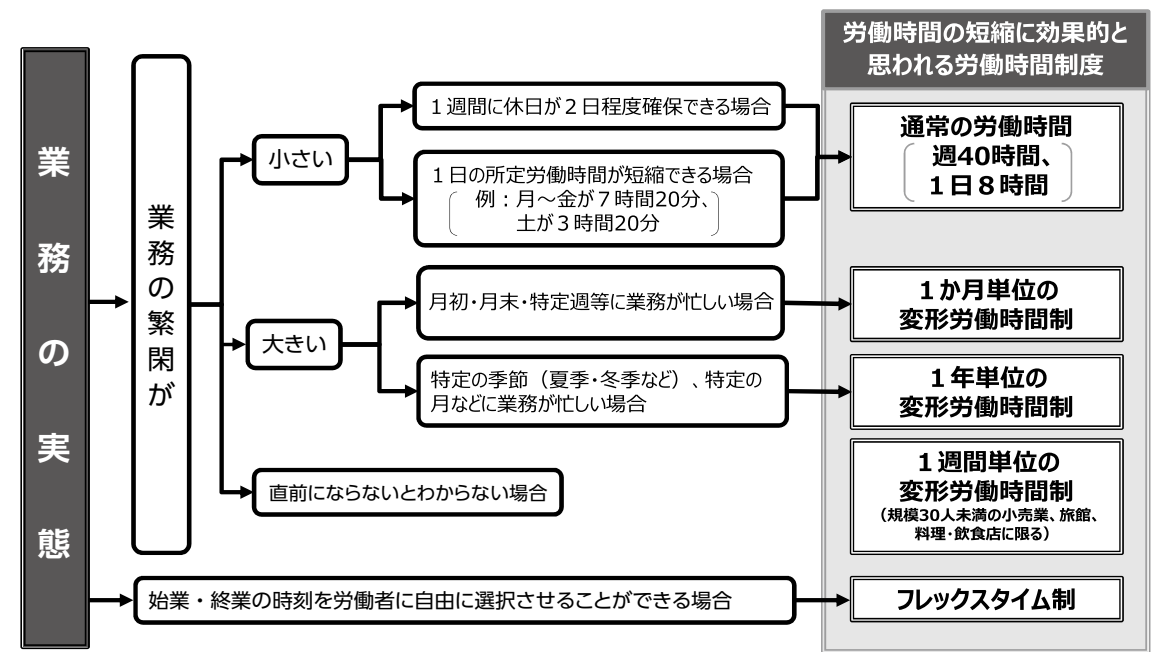
今後、答申内容の公示、異議申出に関する審議を経て、最短で令和3年10月2日から改正されることとなります。



労働時間は、多様な働き方に対応できる、業務の実態にあったものを選びましょう！



以下のフローチャートは、業務の実態や業務の繁閑などから、実事業場の働き方に合った、労働時間の短縮に効果的と思われる労働時間制を確認することができます。



	1か月単位の変形労働時間制	1年単位の変形労働時間制	1週間単位の変形労働時間制	フレックスタイム制
労使協定の締結	○ ※就業規則への定めでも可	○	○	○
労使協定の届出	○	○	○	○ ※清算期間が1か月以内の場合は不要
特定の事業・規模のみ	—	—	○ 労働者数30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店	—
休日の付与	週1日または4週4日の休日	週1日 ※連続労働日数の上限は原則6日	週1日または4週4日の休日	週1日または4週4日の休日
労働時間の上限	—	1日10時間 1週52時間	1日10時間	—
1週平均の労働時間	40時間 ※特例措置対象事業は44時間	40時間	40時間	40時間 ※精算期間が1か月以内で特例措置対象事業は44時間
あらかじめ時間・日を明記	○	○	—	—

労働時間制度の一覧

労働時間制度		内 容
通常の労働時間制度		1日の労働時間を8時間以内、1週間の労働時間を40時間以内とするものです。 ※土曜日を半日勤務とする制度（例：月～金が7時間20分、土が3時間20分）の採用も可能です。 ※特例措置対象事業場（労働者10人未満の①商業、②映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、③保健衛生業、④接客娯楽業）については、1日の労働時間は8時間以内、1週間の労働時間は44時間以内と定めています。
変形労働時間制等		繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑や特殊性に応じて、労使が工夫しながら労働時間の配分などを行い、これによって全体の労働時間の短縮を図るものです。
	1か月単位	1か月以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間（特例措置対象事業場は44時間）以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。
	1年単位	労使協定を締結することにより、1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下（特例措置対象事業場も同じ）の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。（年間の労働日数や労働時間の上限があります）
	1週間単位	規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業に限り、労使協定で、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度です。
	フレックスタイム制	3か月以内の一定期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く制度です。

※気になる点、お問い合わせ等ありましたら、金原事務所までお尋ね下さい。

金原事務所のホームページができました！！

このたび、弊所ではより簡便に、より迅速にみなさまへの情報提供を行うため、ホームページを開設いたしました。
これまで以上にみなさまのお役に立てる情報を発信していきたいと考えておりますので、所報とあわせてご高覧いただけますと幸いです。



〈ホームページURL〉
<https://kanahara-sr.jp>

